参考資料2

総合科学技術・イノベーション会議が実施する事前評価の調査検討等の進め方について

令和５年１２月６日
評価専門調査会決定

総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき、国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」（平成 17 年 10 月 18 日総合科学技術会議決定、平成 29 年 7 月 26 日一部改正）(以下、「評価に関する本会議決定」という。）を定めている。

この「評価に関する本会議決定」において、新たに実施が予定されている国費総額が約 300 億円以上の研究開発のうち、科学技術政策上の重要性等に鑑み、評価専門調査会において評価すべきと認めたものについて事前評価を実施することとされている。

これを効果的かつ効率的に実施するため、評価専門調査会における調査検討等は以下のとおり実施する。

なお、本決定は、「評価に関する本会議決定」における「評価専門調査会が指定する研究開発」に準用する。

１．事前評価の目的

事前評価は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日 内閣総理大臣決定）を踏まえ、上位政策・施策や他の施策との関連に基づき、目標・機能等、達成すべき政策課題を明確にした上で、国の施策や機関等の設置目的に照らした実施の必要性、目標・計画・実施体制・執行管理・費用対効果等の妥当性、研究開発課題の構成の妥当性等を把握し、評価結果を推進体制の改善や予算等の資源配分に活用することを目的とする。

２．実施時期

事前評価は、対象とする研究開発が開始する前年度に実施する。ただし、事業が前年度の段階で国費総額の規模が明らかでない場合等は、具体化した段階で実施することもできる。

３．実施体制

（１）評価の手順

事前評価は、評価専門調査会において調査検討及び評価結果案のとりまとめを行い、それを総合科学技術・イノベーション会議において審議を行い、評価結果を決定する。

なお、調査検討に当たっては、実施府省の見解等を聴取することができる。

（２）外部の専門家・有識者等の選定

調査検討に当たっては、評価専門調査会会長が調査検討に必要と認めて選考した外部の専門家・有識者等を臨時委員として招へいすることができる。この場合、外部の専門家・有識者等の選考に関し

て、評価専門調査会に属する総合科学技術・イノベーション会議の議員及び専門委員は会長に意見を提出できることとする。

４．調査検討する事項

評価の調査検討は、次の基本的な事項について、実施府省の事前評価結果等を活用して行う。具体的な調査検討事項は、対象とする研究開発の内容等を踏まえて、それぞれの研究開発ごとに決定する。

なお、以下の（２）から（４）において調査検討する事項が（１）に含まれる場合は、その部分の調査検討を除く。

（１）実施府省等における評価の状況

（２）実施府省等の行っている評価方法

（３）評価項目の設定方法及びその設定根拠

（４）評価項目を踏まえた評価の実施状況

・科学技術・イノベーション基本計画及び統合イノベーション戦略との関係

・国の研究開発評価に関する大綱的指針との関係

・評価の実施において上記以外に参考にした内容等

５．評価の実施

（１）当該研究開発の見直し要否の判定等

４の調査検討結果をもとに、評価対象研究開発の特性等を踏まえて総合的な評価を行い、推進体制の改善や予算等の資源配分を含めた見直しの要否を判定する。

（２）今後の課題等の検討

（１）の結論についての要因分析等を実施し、成果の活用や研究開発の推進体制の整備等に当たっての課題等を検討する。

６．評価結果の活用

（１）評価結果を総合科学技術・イノベーション会議議長から実施府省の大臣あてに通知し、

①研究開発の特性等に応じてその成果を関連施策に有効に活用すること

②評価を通じて明らかとなった実施府省における研究開発推進上の課題等についての改善方策を同府省が関係府省と連携して実施すること

③今後の研究開発における予算配分に反映させること

等を促進する。

（２）評価結果は総合科学技術・イノベーション会議のホームページ等で公表するとともに、報告書を関係府省に配布する。